

江差港マリーナ利用料金表

※令和元年10月増税後

改定料金

（単位：円）

施設区分		単位	年額	月額	日額（1回）	宿泊（1泊） 15：00～翌11：00
係留・上架施設	浮棧橋・物揚場 固定棧橋	1隻・揚降1回	48,400	9,630	1,670	-
	斜路		25,770	5,020	1,150	-
	ヨットリフター		32,260	6,490	1,360	-
			41,938	8,437	1,768	
陸上施設	ボートヤード	5 m未満	30,800	6,200	1,150	-
		5 m以上	61,600	12,300	2,300	-
	駐車場	1台	3,000	-	-	-
			3,900			
屋内施設	艇庫	5 m未満	64,530	12,880	-	-
		5 m以上	129,060	25,770	-	-
				167,778	33,501	
	シャワー室	1人	-	-	200	200
				260		
食堂・休憩室	1人	-	-	520（1時間）	2,930	
				676		

※太文字の数字は江差町以外者の使用料

<備考>

- 暖房を使用している期間の各施設料金は、3割増しとする。
- 陸上施設で使用する水道使用料は、1時間当たり500円とする。
- 江差町以外の者の料金は3割増しとし、更に営利を目的とする使用についての料金は、町内業者は5割増し、町外業者は6割増しとする。ただし、第3条第3号で使用する屋内施設の使用料について適用しない。
- ボートヤードの長さ及び幅の基準は、長さ5mまたは5m×2区画、幅は2.5mとし、船台、推進器等を含む実測とし、長さ及び幅が基準を超える場合は、その割合により割り増し料金を徴収するものとする。
- 平成15年度から引き続き年額で使用するものに限り、平成16年度の料金が平成15年度に比べて1.15倍を超える場合は上記別表に関わらず1.15倍の額とし、以後同様に上記別表に定める料金に達するまで1年度当たりの料金の増加額は前年度に比べて1.15倍以内とする。
（但し、浮棧橋、物揚場、固定棧橋、ボートヤード、艇庫に限るものとし、備考4に定める実測により5m未満から5m以上に変更となった場合は、5m以上の艇の例により適用する。）